

# 旅館業

の  
てびき



City of Kita

東京都北区保健所

Tokyo kita Public Health Center

## 旅館業法の目的

- ・ 旅館業とは
- ・ 旅館業法の適用
- ・ 旅館業の種別

### I. 申請・届出の手続き

### II. 関連法規等

### III. 旅館業の許可に関する基準等

### IV. 営業者の遵守事項

### V. 衛生管理基準

### VI. 宿泊者名簿等

### VII. 保健所案内図

旅館業の業務は、公衆衛生上の見地から旅館業法に規制されています。

このパンフレットは、旅館・ホテル、簡易宿所の経営者の方ばかりでなく、従事する方々が、日々知っておくべきことが書かれています。

新しく申請する方の手引きとして、またもう一度営業施設の中を見直して、衛生的で安全な施設づくりをしていただくために活用してください。

## 旅館業法の目的

この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もって公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 旅館業とは

「旅館業」とは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、構造設備により旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業に分けられます。

### 旅館業法の適用

宿泊料、又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、反復継続の意思を持ち、かつ、その行為が社会性を有して行われれば、住宅宿泊事業の届出を行った住宅を除き、すべて法が適用されます。たとえば、会員制度の宿泊施設、工場等の寮その他特定人を対象とする宿泊施設も法の適用を受けます。

#### (1) 宿泊について

寝具を使用して旅館業営業施設を利用することをいいます。

#### (2) 宿泊料、室料について

宿泊料、室料は、宿泊者又はその代理人等から金銭又は現物等の名称の如何を問わず宿泊の代価に当たるものをいい、宿泊に関し宿泊の代価の全部または一部を徴収する場合は全て法の適用を受けます。

#### (3) 寝具について

宿泊に際し、利用者が自己の寝具を持参して使用する場合も法の適用を受けます。

#### (4) 利用時間について

時間単位で利用する施設でも、寝具を使用する限りは法の適用を受けます。

#### (5) ウィークリーマンション等

いわゆるウィークリーマンション等については、施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が経営者にあるものと社会通念上認められ、利用の期間が1ヵ月未満であって、目的等からみて、宿泊者が宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則としている場合、法の適用対象施設として取り扱います。

### 旅館業の種別

旅館業は3種類に分けられます。許可条件は次の種類ごとに定められています。

#### ①旅館・ホテル営業

宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

#### ②簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの

#### ③下宿営業

一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させるもの

#### (参考)

1. 旅館業法では、ラブホテル、ビジネスホテル、シティホテル、カプセルホテル、ペンション、モーテルなどの定義区分をしていません。

これらの施設も、上記の①～③のいずれかの営業に該当することになります。

2. 季節的営業の許可についても同様とします。

# I. 申請・届出の手続き

## I-1 開業までの手続き（新規申請）

旅館業を営む場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。[法 3-1]

### 事前相談

旅館業法では、旅館業は旅館・ホテル営業、簡易宿所営業、下宿営業の3種類に区分され、それぞれ構造設備などについて基準（Ⅲ-2 参照）があり、さらに営業者が遵守すべき事項（P. 20 参照）が定められています。また、人的要件（P. 8 参照）や設置場所（P. 9 参照）に規制があります。なお、申請の行う前日までに周辺住民に対し、旅館業を行う旨を周知するよう努めなければなりません（P. 10 参照）。

一方、建築基準法令、消防法令等の関係法規にも適合していなければなりません（P. 7 参照）。食品衛生法の許可が必要なときは、保健所の担当部署をご案内します。その他、クリーニングの取次や、宿泊者以外に入浴施設を利用させる等の事業を計画の際には、他法令の適用を受ける場合があるので、あらかじめ保健所にご相談ください。

### 申請書の提出

申請書等必要書類を揃え、申請を行います（P. 4 参照）。

新規施設の場合は建築確認申請後すみやかに、既存建築物の場合は計画が固まり次第、申請してください。特に以下の意見照会が必要な場合にあつては、申請時期が営業開始間際にならないようご注意ください。

### 関係機関への通知・照会

申請後、保健所から関係機関へ通知・意見照会を行います。

- ①消防署長に申請があつたことを通知します。
- ②申請施設が学校・児童福祉施設・社会教育施設などの敷地からおおむね 100 メートルの区域内にある場合、その施設を所管する知事・区長・教育委員会等に対し、旅館業施設の設置について意見照会を行います。（法第 3 条第 3 項 P. 9 参照）（照会に要する標準処理期間は 28 日間）

### 施設検査

#### ①中間検査

工事が部屋の面積を確認できるところまで進んだ時点で保健所へ連絡してください。

申請図面との照合をします。

#### ②完成検査

構造設備等が許可基準に適合し、備品、消耗品等についても営業開始が可能な状態になっていることを確認します。建築検査（建築物検査済証の交付）及び消防検査（消防法令適合通知書の交付）が完了後、申請者からの連絡を受け、検査日を定めて検査に伺います。

### 許可

許可書を交付しますので、印鑑を持参し、受領願います。（標準処理期間は 20 日間）

再交付は出来ませんので、大切に保管してください。

### 開業

宿泊者名簿等（P. 23 参照）を備え付け、営業者の遵守事項（P. 20 参照）及び衛生措置基準（P. 21 参照）を遵守の上、適切に営業してください。

## I - 2 申請書類

申請には、下記の書類等が必要です。

- ①旅館業営業許可申請書 ※
- ②構造設備の概要 ※
- ③営業者（法人の場合は取締役以上全員）の申告書（欠格事項に該当しない旨 P.8 参照）
- ④営業施設を中心とした半径 300 メートル以内の見取図
- ⑤建築物の配置図、各階平面図、正面図及び側面図
- ⑥照明配線図、空調設備図、給排水設備図（含給水系統図）等の設備図面
- ⑦客室等にガス設備を設ける場合はその配管図
- ⑧法人の場合は定款又は寄附行為の写し（原本証明を付けること）及び登記事項証明書（6 ヶ月以内のもの）
- ⑨簡易宿所営業のうち、構成する全ての宿泊室について、それぞれ一団体に利用させる営業を行う施設（条例第 5 条第 6 号イに該当する施設）の場合は、当該施設の管理方法を示した書類
- ⑩申請者が賃借人である場合は、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面及び当該使用部分の建築物の登記事項証明書
- ⑪申請者が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面及び当該使用部分の建築物の登記事項証明書
- ⑫営業施設のある建築物に 2 以上の区分所有者が存する場合であって当該建築物に人の居住の用に供する専有部分があるときは、当該専有部分の用途に関する規約の写し（規約に旅館業を営むことについての定めがない場合は、管理組合が営業施設において旅館業を営むことを禁止する意図がないことを確認したことを証する書類）
- ⑬周知実施報告書（P.10 参照） ※
- ⑭管理者を外部委託する場合は、契約書の写し
- ⑮申請手数料

・申請書類は正副 2 部ご用意ください。ただし、設置場所により関係機関への意見照会が必要な場合は④、⑤の図面が照会先の件数分、追加で必要になります。

※印のものは保健所でお渡しします。

## I - 3 その他の申請

### **名義変更（個人⇄法人含む）、営業種別の変更**

同一施設で営業者又は営業種別（下宿営業への変更を除く）が変わる場合は、新規の許可手続きが必要となります。I-1の開業までの手続きと、同様の手続きです。

なお、既存施設の許可については現営業者が廃止手続きをしてください。

### **大規模変更**

50%以上の構造変更及び100%以上の増築・改築等は、新規の許可手続きが必要となります。I-1の開業までの手続きと、同様の手続きです。既存施設の許可については廃止手続きを行ってください。

### **法人の合併・分割**

法人が合併または分割し、事業を継続する場合、合併または分割の登記前に承認を受けてください。

（営業者たる法人と営業者でない法人が合併して、営業者たる法人が存続する場合を除く）

承認申請時期は、合併又は分割契約を締結し、それを承認する総会の承認後です。

申請には、下記の書類等が必要です。

- ①旅館業営業承継承認申請書（合併用・分割用） ※
- ②定款又は寄附行為の写し（原本証明を付けること）
- ③登記事項証明書（合併または分割登記後に提出）
- ④手数料
- ⑤申告書

### **相続**

個人営業で営業者が死亡した場合、相続人が引き続き旅館業を営もうとするときは、被相続人の死亡後、60日以内に申請し、承認を受けてください。

（この場合、営業は継続可能。なお、60日を超えると名義変更の新規申請となります）

申請は、下記の書類等が必要です。

- ①旅館業営業承継承認申請書（相続用） ※
- ②戸籍謄本（全部事項証明書）
- ③相続人が2人以上ある場合、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- ④手数料
- ⑤申告書

※印のものは保健所にてお渡しします。

## I - 4 その他の手続き

届出すべき事項	届出書類等
施設名称等の変更	①変更届
営業者（個人）の住所変更・改姓	①変更届 ②証明書類の提示
法人の代表者変更	①変更届 ②法人の登記事項証明書 ③申告書
法人の名称・本店所在地変更	①変更届 ②法人の登記事項証明書
構造設備の変更（50%未満の変更） 客室定員の面積基準内の変更	①変更届 ②変更内容の仕様書 ③変更内容の図面
廃止・停止	①廃止（停止）届 ②廃止の場合は許可書

変更届は正副2部必要です。

以上の申請・届出には印鑑が必要です（法人の場合は代表者印）。

## Ⅱ. 関連法規等

### 関連法規

- 建築
- ・都市計画法における住居専用地域、文教地区では、旅館業としての建物を建てることや、旅館業への用途変更や増改築することを禁止しています。
  - ・旅館業の施設は、建築基準法令に適合していなければなりません。適切な建築確認申請手続きを行ってください。
  - ・中高層建築物を建築しようとするときは、近隣住民との紛争を避けるため、建築計画の掲示の義務があります。
- 消防
- ・旅館業の施設は、消防法令に適合していなければなりませんので、消防署に消防法令適合通知交付申請を行ってください。
- 警察
- ・(通称)ラブホテルには、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、構造設備や設置場所に規制(学校、図書館、児童福祉施設から100メートル以内の新設は禁止)がありますので所管の警察署にご相談ください。
- 廃棄物
- ・施設から排出される廃棄物は、全て事業系廃棄物として、事業者の責任において適正に処理する義務があります。
- 飲食
- ・食事の提供をはじめ、飲食物を取扱う場合は、食品衛生法の許可が必要な場合があります。保健所の担当を案内しますのでご相談ください。

### 関係機関問い合わせ先

項目	所管官庁	電話	所在地
建築確認等について	北区役所建築課 (区役所第一庁舎7階)	3908-9166	北区王子本町1-15-22
用途地域について	北区役所都市計画課 (区役所第一庁舎3階)	3908-9152	北区王子本町1-15-22
廃棄物の処理について	北区清掃事務所事業管理係	3913-3077	北区豊島8-4-3
消防について	王子消防署予防係 赤羽消防署予防係 滝野川消防署予防係	3927-0119 3902-0119 3916-0119	北区王子4-28-1 北区赤羽南1-10-4 北区西ヶ原2-1-1
風俗営業の規制等について	王子警察署保安係 赤羽警察署保安係 滝野川警察署保安係	3911-0110 3903-0110 3940-0110	北区王子3-22-22 北区神谷3-10-1 北区西ヶ原2-4-1



## Ⅲ. 旅館業の許可に関する基準等

### Ⅲ－１ 共通基準

項目	基準等	根拠
人的要件	<p>○申請者が次のいずれかに該当するときは、許可を与えないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 成年被後見人又は被保佐人</li> <li>2. 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</li> <li>3. 禁錮以上の刑に処せられ、又は法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</li> <li>4. 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</li> <li>5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（8において「暴力団員等」という。）</li> <li>6. 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの</li> <li>7. 法人であって、その業務を行う役員のうち1から5までのいずれかに該当する者があるもの</li> <li>8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者</li> </ol> <p>●許可の取り消し等</p> <p>区長は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第3条第2項各号（第4号を除く。）に該当するに至ったときは、同条第1項の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 刑法第174条、第175条又は第182条の罪</li> <li>2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する罪（同法第2条第4項の接待飲食等営業及び同条第11項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</li> <li>3. 売春防止法第2章に規定する罪</li> <li>4. 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2章に規定する罪</li> </ol> <p>○申請時において当該事項に該当しない旨の申告書を添付する。なお、法人の場合は、明確に業務を行わないとわかる取締役以外は、取締役全員の申告書を添付する。財団法人、特殊法人等の場合代表者の他に業務を行う理事、役員についても添付する。</p>	<p>法3-2</p> <p>法8</p> <p>要領</p>

項目	基準等	根拠
設置場所	<p>○許可の申請に係る施設の設置場所が、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものとして決定した土地を含む。以下同じ。）の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合において、その設置によつて当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、許可を与えないことができる。</p> <p>1. 学校教育法第 1 条に規定する学校（大学を除く）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園</p> <p>〔 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、 特別支援学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園 〕</p> <p>2. 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く）</p> <p>〔 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、 児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、 児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター 〕</p> <p>3. 社会教育法第 2 条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前二号に掲げる施設に類するものとして都道府県の条例で定めるもの</p> <p>●社会教育施設等</p> <p>法第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づく施設は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で、その教育課程が同法第 1 条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの</li> <li>・図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館</li> <li>・博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、特に区長が必要と認めて指定するもの（告示指定施設）</li> <li>・都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園（緑地を除く。）及び東京都北区立児童遊園条例第 2 条に規定する児童遊園</li> </ul> <p>○施設の外壁、屋根、広告物及び外観等は、立地場所における周囲の善良な風俗を害することがないよう意匠等が著しく奇異でなく、かつ、周囲の環境に調和する構造設備であること。</p>	<p>法 3-3</p> <p>条 3</p> <p>告示</p> <p>通知 [S59. 8. 27 国]</p>
施設一般	<p>○善良の風俗が害されるような文書、図画その他の物件を旅館業の施設に掲示し、又は備え付けないこと。</p> <p>○善良の風俗が害されるような広告物を掲示しないこと。</p> <p>○施設の外部には、人の性的好奇心をそそるおそれのある休憩料金その他の表示を示す広告物を備え付けてはならないこと。</p> <p>○教育施設等からおおむね 100 メートル以内の施設においては、各室及びホール等の施設の内部を教育施設等から見透かせないよう一定の遮蔽物を設けること。</p>	<p>令 3-* -1</p> <p>令 3-* -2</p> <p>通知 [S59. 8. 27 国]</p> <p>要領</p>

項目	基準等	根拠
事前周知	<p>○許可を受けようとする者は、許可の申請を行う日の前日までに、営業施設ごとに旅館業を営む旨その他以下の事項について、書面により周知するよう努めなければならない。</p> <p>●周知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業施設の名称</li> <li>2. 営業施設の所在地</li> <li>3. 営業開始予定日</li> <li>4. 申請者氏名及び緊急連絡先</li> <li>5. 管理業務を委託する場合は、管理者氏名及び緊急連絡先</li> <li>6. 周辺住民等からの問合せの方法</li> </ol> <p>●周知対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 営業施設の敷地の境界線に接する敷地に存する建築物の使用者</li> <li>2. 営業施設の敷地の境界線から道路又は通路を挟んで隣接する建築物の敷地の境界線までの水平距離が 15 メートル以内である場合は、当該建築物の使用者</li> <li>3. 営業施設が共同住宅である一棟の建築物に存する場合は、当該建築物にある全ての居室の使用者</li> <li>4. 営業施設の周辺地域の町会又は自治会から要望があった場合は、当該町会又は自治会の会長</li> </ol> <p>周知にあたっては、周辺住民等との相互の信頼関係が重要であるため、個別訪問による対面しての説明と周知事項を記載した書面をその際に手渡しすることを原則とする。個別訪問した際に、意見申出方法及び問い合わせ先に関する案内を行い、問い合わせ等に対しては誠意をもって対応するとともに、出た意見については必要に応じて利用者への説明事項に追加して宿泊者に配慮を求めること。</p> <p>申請の前日までに、個別訪問による説明と意見の申立ての集約が完了できるスケジュール（少なくとも申請の 1 週間前には対象全戸に周知を済ませておくこと）で実施すること。周知完了後に、実施報告をすること。</p>	<p>条 2</p> <p>細 8-1</p> <p>細 8-2</p> <p>要領</p>

## Ⅲ－２ 構造設備基準

### １．旅館・ホテル営業

項目	基準
客室	<p>○一客室の床面積は、7㎡（寝台を置く客室にあつては、9㎡）以上であること。[令1-1-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の構造部分の合計床面積は、寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積とする。[細16-1]</li> <li>・客室の床面積は、内法により算定したものであること。[要領]</li> </ul> <p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条8-*2イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光窓の面積は、有効面積の10分の1を目安とすること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、地階に設けてはならないこと。[条8-*2ウ]</p>
客室の最高収容定員	<p>○一客室の有効面積3㎡について1人[条5-*6ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。[細9]</li> <li style="padding-left: 2em;">（客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。）</li> <li>・有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</li> </ul>
客室のガス設備（設ける場合）	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条8-*6]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。[条8-*6ア]</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。[条8-*6イ]</li> </ul>
寝具及び寝具類の収納	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条8-*3]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条8-*4]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室（リネン室）等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>
玄関帳場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。</p> <p>ただし、小規模一体型施設（客室数が10室未満の営業施設であつて、営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と同一の建築物若しくは敷地内にあるもの又は当該住宅と隣接するもの）については、この限りでない。[条8-*1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄関帳場（フロント）を設ける場合は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認められない。[要領]</li> <li>・玄関帳場には、カウンターを設け、長さが1.8m以上、面積が3㎡以上の広さのものであることが望ましい。[要領]</li> <li>・玄関帳場の内側には、カウンターから適当な距離を隔てて客室の鍵を保管する設備を有し、カウンターの外側には収容定員に応じて十分な広さを確保し、1.6m以内には植木やカーテン等の宿泊事務に支障となる物品を備え付けないようにすることが望ましい。[要領]</li> <li>・小規模一体型施設の場合、必要に応じて宿泊客等の出入りを確認できる防犯カメラの設置や、営業施設の標識の設置（施設の目印となり、営業者の連絡先等が記述されているもの）、営業</li> </ul>

項目	基準																		
玄関帳場	<p>者との通話機器等について、営業者の居住場所と営業施設の位置関係等に応じて設置すること。 [要領]</p>																		
換気	<p>○適当な換気の設備を有すること。[令 1-1-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条5-*-1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条 5-*-1 イ]</li> </ul>																		
採光・照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令 1-1-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。 望ましい照度[要領] <span style="float: right;">[条 5-*-2]</span></li> </ul> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">客室・脱衣室・廊下・階段</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～150 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">玄関帳場（フロント）</td> <td style="padding: 2px;">作業面 700～1,500 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ロビー・便所</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～300 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">浴室</td> <td style="padding: 2px;">床面 30～150 ルクス</td> </tr> </table>	客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス	玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス	ロビー・便所	床面 70～300 ルクス	浴室	床面 30～150 ルクス										
客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス																		
玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス																		
ロビー・便所	床面 70～300 ルクス																		
浴室	床面 30～150 ルクス																		
防湿・排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-1-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。 [条 5-*-3]</li> </ul>																		
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令 1-1-6]</p> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。[条8-*-7ア]</p> <p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難い場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。[条8-*-7イ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これにより難い場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>・便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、男女別に分け、宿泊定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて、適当な数の便器を設置すること。最低限設置される便器は、男女各 1 個以上となる。</li> </ul> <p>また、便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置することが望ましい（下表参照）。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね 3 m 以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">收容定員</td> <td style="width: 10%;">1～5</td> <td style="width: 10%;">6～10</td> <td style="width: 10%;">11～15</td> <td style="width: 10%;">16～20</td> <td style="width: 10%;">21～25</td> <td style="width: 10%;">26～30</td> <td style="width: 10%;">31～300</td> <td style="width: 10%;">301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1 加算（※）</td> <td>20人に1 加算（※）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p>	收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1 加算（※）	20人に1 加算（※）
收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上											
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1 加算（※）	20人に1 加算（※）											
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令 1-1-5]</p> <p>○共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること [条 8-*-8]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">收容定員</td> <td style="width: 10%;">1～5</td> <td style="width: 10%;">6～10</td> <td style="width: 10%;">11～15</td> <td style="width: 10%;">16～20</td> <td style="width: 10%;">21～25</td> <td style="width: 10%;">26～30</td> <td style="width: 10%;">31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算（※）</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p>	收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算（※）		
收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上												
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算（※）												

項目	基準
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。[令 1-1-4]</p> <p>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。[条8-*5ア]</p> <p>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。[条8-*5イ]</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条8-*5ウ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね 10 人に 1 個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より 5 cm 以上の高さを有すること。[要領]</li> </ul>
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条8-*5エ]</p> <p>①ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条8-*5エ(1)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。[要領]</li> <li>・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <p>②ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条8-*5エ(2)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> <p>③循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条8-*5エ(3)]</p> <p>④浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条8-*5エ(4)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul> <p>⑤入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条8-*5エ(5)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> <p>⑥循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条8-*5エ(6)]</p>
その他	<p>○設置場所が法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲おおむね 100 メートルの区域内にある場合には、当該施設から客室又は客の接待をして客に遊興若しくは飲食をさせるホール若しくは客に射幸心をそそるおそれがある遊技をさせるホールその他の設備の内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。[令 1-1-7]</p>

※玄関帳場（フロント）には、宿泊者その他の利用者の出入りを容易に見ることが出来ないような囲いを設けたり、また、相対する宿泊者に直接面接できないような構造等の措置を講じてはならない。[S59. 8. 27 厚生省局長通知]

※ロビーの面積＝収容定員×0.3775 (㎡)

食堂等の面積＝収容定員×0.8 (㎡) [要領]

## 2. 簡易宿所営業

項目	基準
客室	<p>○客室の延べ床面積は 33 m<sup>2</sup> (宿泊者の数を 10 人未満とする場合には、当該宿泊人数に 3.3 m<sup>2</sup> を乗じて得た面積) 以上であること。[令 1-2-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の延べ床面積は、各客室の構造部分の合計床面積 (寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が通常立ち入る部分の床面積を合計した面積) を合計した面積とする。[細 16-2]</li> <li>・客室の床面積は、内法により算定したものであること。[要領]</li> </ul> <p>○階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね 1m 以上であること。[令 1-2-2]</p> <p>○多人数で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の 2 分の 1 未満とすること。[条 9-1-2]</p> <p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条 9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光窓の面積は、有効面積の 10 分の 1 を目安とすること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、地階に設けてはならないこと。[条 9-3]</p>
客室の最高収容定員	<p>○構成する全ての宿泊室 (寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体) について、それぞれ一団で利用させる営業 一客室の有効面積 3.3m<sup>2</sup> について 1 人 [条 5-*6イ]</p> <p>○上記以外の営業 一客室の有効面積 1.5 m<sup>2</sup> について 1 人 [条 5-*6ウ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。[細 9] (客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。)</li> <li>・有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</li> </ul>
客室のガス設備 (設ける場合)	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条 9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</li> </ul>
寝具及び寝具類の収納	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条 9-3]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条 9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室 (リネン室) 等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>
換気	<p>○適当な換気設備を有すること。[令 1-2-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条 5-*1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条 5-*1イ]</li> </ul>

項目	基準
玄関帳場	<p>○宿泊者の利用しやすい位置に受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設置すること。</p> <p>ただし、次に掲げる施設であって、客室数 10 室未満かつ宿泊定員 20 人未満のものについては、この限りでない。[条 9-2] [細 17] [要領]</p> <p>①営業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と同一の建築物若しくは敷地内にあるもの又は当該住宅と隣接するもの</p> <p>②構成する全ての宿泊室（寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体）について、それぞれ一団地で利用させる営業の施設であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 玄関帳場に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。具体的要件としては以下の通り。特に①宿泊客及び宿泊客以外の出入りの状況を確認できる設備、②宿泊者名簿の正確な記載、③適切な鍵の受渡しについて、玄関帳場で行うべき機能についての代替手段をそれぞれ提示し、かつその代替手段をとることによって善良な風俗が保持出来ないおそれがないよう十分配慮した手段を検討すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ビデオカメラ等を設置することにより、宿泊者の出入りの状況を確認できること。</li> <li>2. 管理事務所等において宿泊者との面接を行い、宿泊者名簿の記載を行うこと。</li> <li>3. 管理事務所等から旅館業営業施設まで職員が宿泊者に付き添って案内し、職員が解錠のうえ宿泊者に鍵を引き渡すこと。</li> </ol> <p>イ 事故が発生した時その他の緊急時における迅速な対応を可能とする体制を整えていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 宿泊客の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、25 分以内に営業従事者等が駆けつけることができる場所に管理事務所等があり、常時対応することができること。[細 18-1]</li> <li>2. 営業施設と管理事務所等との間に通話機器が設置されていること。[細 18-2]</li> <li>3. 火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先その他宿泊者の安全を確保するために営業者が必要と認める事項について宿泊者に応じた言語で記載された案内が、書面の備付けその他適切な方法により営業施設内で行われていること。[細 18-3]</li> </ol> <p>・玄関帳場（フロント）を設ける場合は、利用者の出入口、特に入口においては、営業者と宿泊しようとする者が必ず応接できる構造とすること。営業者と全く応接せず客室に自由に出入りできる構造となるものは認められない。[要領]</p> <p>・玄関帳場には、カウンターを設け、長さが 1.8m 以上、面積が 3 m<sup>2</sup> 以上の広さのものであることが望ましい。[要領]</p> <p>・玄関帳場の内側には、カウンターから適当な距離を隔てて客室の鍵を保管する設備を有し、カウンターの外側には収容定員に応じて十分な広さを確保し、1.6m 以内には植木やカーテン等の宿泊事務に支障となる物品を備え付けないようにすることが望ましいこと。[要領]</p> <p>・小規模一体型施設の場合、必要に応じて宿泊客等の出入りを確認できる防犯カメラの設置や、営業施設の標識の設置（施設の目印となり、営業者の連絡先等が記述されているもの）、営業者との通話機器等について、営業者の居住場所と営業施設の位置関係等に応じて設置すること。[要領]</p>



項目	基準																		
採光・照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令 1-2-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">望ましい照度[要領] <span style="float: right;">[条 5-*2]</span></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">客室・脱衣室・廊下・階段</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～150 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">玄関帳場（フロント）</td> <td style="padding: 2px;">作業面 700～1,500 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ロビー・便所</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～300 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">浴室</td> <td style="padding: 2px;">床面 30～150 ルクス</td> </tr> </table>	客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス	玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス	ロビー・便所	床面 70～300 ルクス	浴室	床面 30～150 ルクス										
客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス																		
玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス																		
ロビー・便所	床面 70～300 ルクス																		
浴室	床面 30～150 ルクス																		
防湿・排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令 1-2-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">[条 5-*3]</p>																		
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令 1-2-6]</p> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。[条9-3]</p> <p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難い場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「これにより難い場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、男女別に分け、宿泊定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて、適当な数の便器を設置すること。最低限設置される便器は、男女各1個以上となる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">また、便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置することが望ましい（下表参照）。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね3m以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31～300</td> <td>301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1加算 (※)</td> <td>20人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成する全ての宿泊室（寄宿舍及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体）について、それぞれ一団で利用させる営業については、当該宿泊室の宿泊定員ごとに5人につき1個以上設置することが望ましい。[要領]</li> </ul>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上											
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)											
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令 1-2-5]</p> <p>○共同洗面所を設ける場合には、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。[条 9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)		
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上												
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算 (※)												

項目	基準
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さない認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。[令 1-2-4]</p> <p>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。[条9-3]</p> <p>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。[条9-3]</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね 10 人に 1 個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より 5 cm 以上の高さを有すること。[要領]</li> </ul>
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条9-3]</p> <p>①ろ過器は十分なる過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。[要領]</li> <li>・集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <p>②ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> <p>③循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条9-3]</p> <p>④浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul> <p>⑤入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条9-3]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> <p>⑥循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条9-3]</p>

### 3. 下宿営業

項目	基準
客室	<p>○睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採光窓の面積は、有効面積の 10 分の 1 を目安とすること。[要領]</li> </ul> <p>○前面に空地がある等衛生上支障がない場合を除き、地階に設けてはならないこと。[条 10]</p>
客室の最高収容定員	<p>○一客室の有効面積 3 m<sup>2</sup>について 1 人[条 5-*6 ア]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一客室の有効面積は、寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供する部分の床面積を合計することにより算定するものとする。[細 9]</li> <li>(客室に付随する浴室、便所、押入、床の間等は含まれない。)</li> <li>・有効面積の算定は内法により行い、各客室に表示する定員数は、有効面積から算定される最高宿泊定員を超えないこと。[要領]</li> </ul>

項目	基準																		
客室のガス設備 (設ける場合)	<p>○客室にガス設備を設ける場合には、次の基準によること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の元栓を有すること。</li> <li>・ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</li> </ul>																		
寝具及び寝具類の収納	<p>○宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。[条10]</p> <p>○寝具類の収納設備を設ける場合には、清掃用具の保管場所とは別に設け、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和室の場合等、押入等の収納戸棚は原則として各室に設置し、それにより難しい場合は従事者の利用しやすい位置に、清掃用具の保管場所とは別に、寝具の収納に十分な広さを有する収納室（リネン室）等を必要に応じて設置すること。[要領]</li> </ul>																		
換気	<p>○適当な換気の設備を有すること。[令1-3-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。[条5-*-1ア]</li> <li>・機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。[条5-*-1イ]</li> </ul>																		
採光・照明	<p>○適当な採光、照明の設備を有すること。[令1-3-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内のそれぞれの場所で宿泊者の安全衛生上又は業務上の必要な照度を有すること。</li> </ul> <p style="text-align: center;">望ましい照度[要領] <span style="float: right;">[条5-*-2]</span></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">客室・脱衣室・廊下・階段</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～150 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">玄関帳場（フロント）</td> <td style="padding: 2px;">作業面 700～1,500 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">ロビー・便所</td> <td style="padding: 2px;">床面 70～300 ルクス</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">浴室</td> <td style="padding: 2px;">床面 30～150 ルクス</td> </tr> </table>	客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス	玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス	ロビー・便所	床面 70～300 ルクス	浴室	床面 30～150 ルクス										
客室・脱衣室・廊下・階段	床面 70～150 ルクス																		
玄関帳場（フロント）	作業面 700～1,500 ルクス																		
ロビー・便所	床面 70～300 ルクス																		
浴室	床面 30～150 ルクス																		
防湿・排水	<p>○適当な防湿及び排水の設備を有すること。[令1-3-1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。[条5-*-3]</li> </ul>																		
便所	<p>○適当な数の便所を有すること。[令1-3-4]</p> <p>○宿泊者の利用しやすい位置に設置し、防虫及び防臭の設備並びに手洗設備を有すること。[条10]</p> <p>○便所を付設していない客室を有する階には、男子用と女子用とを区分した共同便所を設けること。ただし、これにより難しい場合には、宿泊定員に応じた適当な数を施設全体で有すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「これにより難しい場合」とは、施設が小規模であり、かつ各階ごとの面積が狭く、便所や浴室等の水まわりの設備を特定の階にまとめるような場合のことであって、各階ごとに定員が十分に確保されているような施設に適用されるものではない。[要領]</li> <li>・便所を付設していない客室を有する階に設置する共同便所は、男女別に分け、宿泊定員（便所を付設する客室の定員を除く。）に応じて、適当な数の便器を設置すること。最低限設置される便器は、男女各1個以上となる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">また、便器数は当該階ごとの宿泊定員に応じた数を設置することが望ましい（下表参照）。設置場所については、調理室や配膳室がある場合等、衛生を確保すべき場所からおおむね3m以上の距離をとるなど、十分に配慮すること。[要領]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">收容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31～300</td> <td>301以上</td> </tr> <tr> <td>便器数</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10人に1加算 (※)</td> <td>20人に1加算 (※)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p>	收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上	便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)
收容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31～300	301以上											
便器数	2	3	4	5	6	7	10人に1加算 (※)	20人に1加算 (※)											

項目	基準																
洗面設備	<p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること。[令 1-3-3]</p> <p>○共同洗面所を設ける場合には、洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができるよう適当な数を有すること。[条 10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同洗面所の給水栓の数は、次の表により得られる数以上であることが望ましい。[要領]</li> </ul> <table border="1" data-bbox="268 338 1390 439"> <tr> <td>収容定員</td> <td>1～5</td> <td>6～10</td> <td>11～15</td> <td>16～20</td> <td>21～25</td> <td>26～30</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>給水栓数</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>10人に1加算(※)</td> </tr> </table> <p>※10人に満たない端数は10人、20人に満たない端数は20人とする。</p>	収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上	給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算(※)
収容定員	1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～30	31以上										
給水栓数	1	2	3	4	5	6	10人に1加算(※)										
浴室	<p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の入浴設備を有すること。[令 1-3-2]</p> <p>○清潔で衛生上支障のないよう清掃が容易に行える構造であること。[条10]</p> <p>○浴槽及び洗い場には、排水に支障が生じないよう適切な大きさの排水溝を適当な位置に設けること。[条10]</p> <p>○共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合には、宿泊定員及び利用形態等を勘案し、十分な広さの脱衣室を付設すること。[条10]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シャワー室を設ける場合は、入浴に支障が生じないよう適当な数として、客室定員を合計した人数に対しおおむね10人に1個の割合で備え付けることが望ましい。シャワー室に脱衣室を付設する場合、脱衣室の床面は、シャワー室の水が流入しないよう当該室より5cm以上の高さを有すること。[要領]</li> </ul>																
ろ過器等を使用し循環させる場合の構造設備	<p>○ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。[条10]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ろ過器は十分なるろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。[条10] <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。[要領]</li> <li>集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。[要領]</li> </ul> </li> <li>ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。[条10] <ul style="list-style-type: none"> <li>ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。[要領]</li> </ul> </li> <li>循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。[条10]</li> <li>浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。[条10] <ul style="list-style-type: none"> <li>浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。[要領]</li> </ul> </li> <li>入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条10] <ul style="list-style-type: none"> <li>気泡発生装置を使用する場合は、空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難しい場合は取入口にフィルターを設置すること。[要領]</li> </ul> </li> <li>循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。[条10]</li> </ol>																

## IV. 営業者の遵守事項

項目	基準
営業従事者の常駐	<p>○営業施設（簡易宿所営業のうち、構成する全ての宿泊室について、それぞれ一団体に利用させる営業を行う施設を除く。小規模一体型施設については、当該住宅）には、適正な運営を行うため、営業時間中に営業従事者を常駐させること。ただし、営業者自らが常駐する場合は、この限りでない。[条7-*5]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常駐するにあたって、従業員が飲食や休憩（仮眠できる設備を有すること）を可能とする十分な面積を有する専用の控室を設け、設置場所は玄関帳場と一体とすることが望ましい。[要領]</li> <li>・小規模一体型施設について、「自己の生活の本拠として使用する」とは当該住宅に住民票があつて、かつその住宅から住宅宿泊事業法の「不在とならない場合」に該当するものである。そのため、宿泊者が営業施設を利用している間、営業者は生活の本拠として使用する住宅から原則1時間以上不在にならないようにすること。[要領]</li> </ul>
表示する事項	<p>○客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。[条7-*1]</p> <p>○客室には、定員を表示した案内書、表示板等を備え付けること。[条7-*2]</p>
施設名称の掲示	<p>○営業施設には、公衆の見やすい場所に施設の名称を掲げること。[条7-*3]</p>
標識の掲示	<p>○簡易宿所営業のうち、構成する全ての宿泊室について、それぞれ一団体に利用させる営業を行う施設には、公衆の見やすい場所に見やすい大きさで以下の事項を記載した標識を掲げること。[条7-*6][細14]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可年月日</li> <li>・許可番号</li> <li>・営業者氏名又は管理者氏名</li> <li>・営業者又は管理者の緊急連絡先</li> </ul>
宿泊者への説明	<p>○簡易宿所営業のうち、構成する全ての宿泊室について、それぞれ一団体に利用させる営業を行う施設においては、宿泊者に対し、以下の事項について、書面の備付けその他適切な方法により宿泊者に応じた言語で説明すること。[条7-*7][細15]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音の防止のために配慮すべき事項</li> <li>・ごみの処理に関し配慮すべき事項</li> <li>・火災の防止のために配慮すべき事項</li> <li>・営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項</li> </ul>

## V. 衛生管理基準

項目	基準
管理者の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業施設ごとに、管理者を置くこと。ただし、営業者が自ら管理者となって管理する営業施設については、この限りでない。[条5-*12]</li> <li>・ 管理者の資格は、特別に定めないが、施設の一般的な衛生管理が行える者とする。簡易宿所営業のうち、構成する全ての宿泊室（寄宿舎及び一戸建ての住宅においてはこれらの建築物全体）について、それぞれ一団地で利用させる営業であって、玄関帳場を設けない施設については、住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊管理業の登録を受けている者が望ましい。[要領]</li> </ul>
管理者の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者は、施設の衛生管理が適切に行われるよう自主管理マニュアル及びその点検票を作成し、従事者に周知徹底させるとともに、従事者に対する衛生等の教育に努めること。[要領]</li> </ul>
宿泊を拒むことが出来る事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。[法5-1]</li> <li>・ とばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。[法5-2]</li> <li>・ 宿泊施設に余裕がないとき。[法5-3]</li> <li>・ 泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。[条6-*1]</li> <li>・ 他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。[条6-*2]</li> </ul>
客室等の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 客室、応接室、食堂、調理場、配せん室、玄関、浴室、脱衣室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。[条5-*4]</li> <li>・ 客室、脱衣室等に、くし、コップ等を備え付ける場合には、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。[条5-*10]</li> <li>・ 再使用する場合は適切な方法で洗浄、消毒すること。[要領]</li> </ul>
寝具類の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 布団及びまくらには、清潔なシーツ、布団カバー、まくらカバー等を用いること。[条5-*5ア]</li> <li>・ シーツ、布団カバー、まくらカバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。[条5-*5イ]</li> <li>・ 布団及びまくらは、適切に洗濯、管理等を行うこと。[条5-*5ウ]</li> </ul>
ガス使用の場合の措置	<p>客室にガス設備を設ける場合には、次の措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を提示しておくこと。[条5-*7ア]</li> <li>・ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。[条5-*7イ]</li> </ul>
飲料水等の衛生確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浴室、洗面所及びトイレの手洗い設備への清浄な湯水の供給その他飲用水等の衛生確保については関係法令及び要綱等によること。[要領]</li> <li>・ 井戸水を飲用等に使用する施設は、消毒装置を設置するなど衛生確保に努めるとともに、東京都北区飲用井戸の衛生管理指導要綱に基づく管理を行うこと。[要領]</li> </ul>

項目	基準
浴室の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。[条5-*8ア]</li> <li>・浴槽は、1日1回以上換水し、清掃すること。ただし、以下のいずれにも該当する場合にあっては、1週間に1回以上換水して浴槽を清掃すること。[条5-*8イ] <ul style="list-style-type: none"> <li>一 ろ過器を使用して浴槽水を循環させていること。[細10-*1]</li> <li>二 薬湯を使用していない浴槽であること。[細10-*2]</li> <li>三 次に掲げる書類が提出されていること。[細10-*3] <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 水質検査にてレジオネラ属菌が検出されなかったことを証する書類</li> <li>イ 浴槽水を循環させるときの措置に関する実施計画を示した書類</li> </ul> </li> <li>四 維持管理が良好であり、公衆衛生上支障がないと区長が認めた場合[細10-*4]</li> </ul> </li> <li>・共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。[条5-*8ウ]</li> </ul>
貯湯槽の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉法第2条第1項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講じること。[条5-*8エ] <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上定期的に清掃及び消毒を行うこと。[条5-*8エ(1)] [細11-1]</li> <li>(2) 貯湯槽内の湯を摂氏60℃以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。[条5-*8エ(2)] [細11-2]</li> </ul> </li> <li>・温泉以外の原湯等を貯留する貯湯槽については、これらの規定を準用すること。[要領]</li> </ul>
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ろ過器は、1週間に1回以上定期的に逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。[条5-*8オ(1)] [細12-1]</li> <li>・浴槽水を循環させるための配管は、1週間に1回以上、定期的に内部の消毒を行うこと。[条5-*8オ(2)] [細12-2]</li> <li>・集毛器は、毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。[条5-*8オ(3)] [細12-3]</li> <li>・浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。[条5-*8オ(4)]</li> <li>・浴槽水については、1年に1回以上、水質検査を行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。[条5-*8オ(5)] [細12-4]</li> <li>・清掃、消毒、検査等実施状況を記録し、3年間保存すること。[条5-*8カ]</li> </ul>
洗面所及び便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面所及び便所の手洗設備には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。[条5-*9]</li> <li>・便所に備え付ける手ぬぐい等は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。[条5-*11]</li> <li>・便所、洗面所等に共用の手ぬぐいを置かないこと。[要領]</li> </ul>

## VI. 宿泊者名簿等

### VI-1 宿泊者名簿の規定

営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に下記の項目を記載した宿泊者名簿を備えること。宿泊者名簿は、正確な記載を確保するための措置を講じた上で作成し、その作成の日から3年間保存すること。また、区長の要求があったときは、これを提出しなければならない。 [法6][規4の2-1、2]

①氏名 ②住所 ③職業 [法6-1]

④生年月日 ⑤前泊地（外国人に限る）⑥行先地（外国人に限る）⑦到着日時 ⑧出発日時 ⑨室名 [細7]  
（国内に住所を有しない外国人の場合）⑩国籍 ⑪旅券番号 [規4の2-3]

宿泊者名簿（例） 太枠内は宿泊者記載事項

フリガナ			
お名前			
Name			
ご住所	〒	TEL	
Address			
ご職業	生年月日	年 月 日	
Occupation	Birthday		
前泊地	行先地		
Prior Destination	Next destination		
国籍	旅券番号		
Nationality	Passport No.		
ご到着	年 月 日 時 分	室名	号室
ご出発	年 月 日 時 分		

### VI-2 従事者名簿の規定

営業施設には、営業従事者名簿を備え付け、以下の事項を記載しておくこと。[条7-\*4][細13]

- ①氏名
- ②生年月日
- ③住所
- ④従事職種
- ⑤就業年月日

本文中[ ]内は根拠法令等を示す。

凡例

[法5-2]旅館業法第5条第2項

[条8-3-1]東京都北区旅館業法施行条例第8条第3項第1号

法：旅館業法

令：旅館業法施行令

規：旅館業法施行規則

条：東京都北区旅館業法施行条例

細：東京都北区旅館業法施行細則

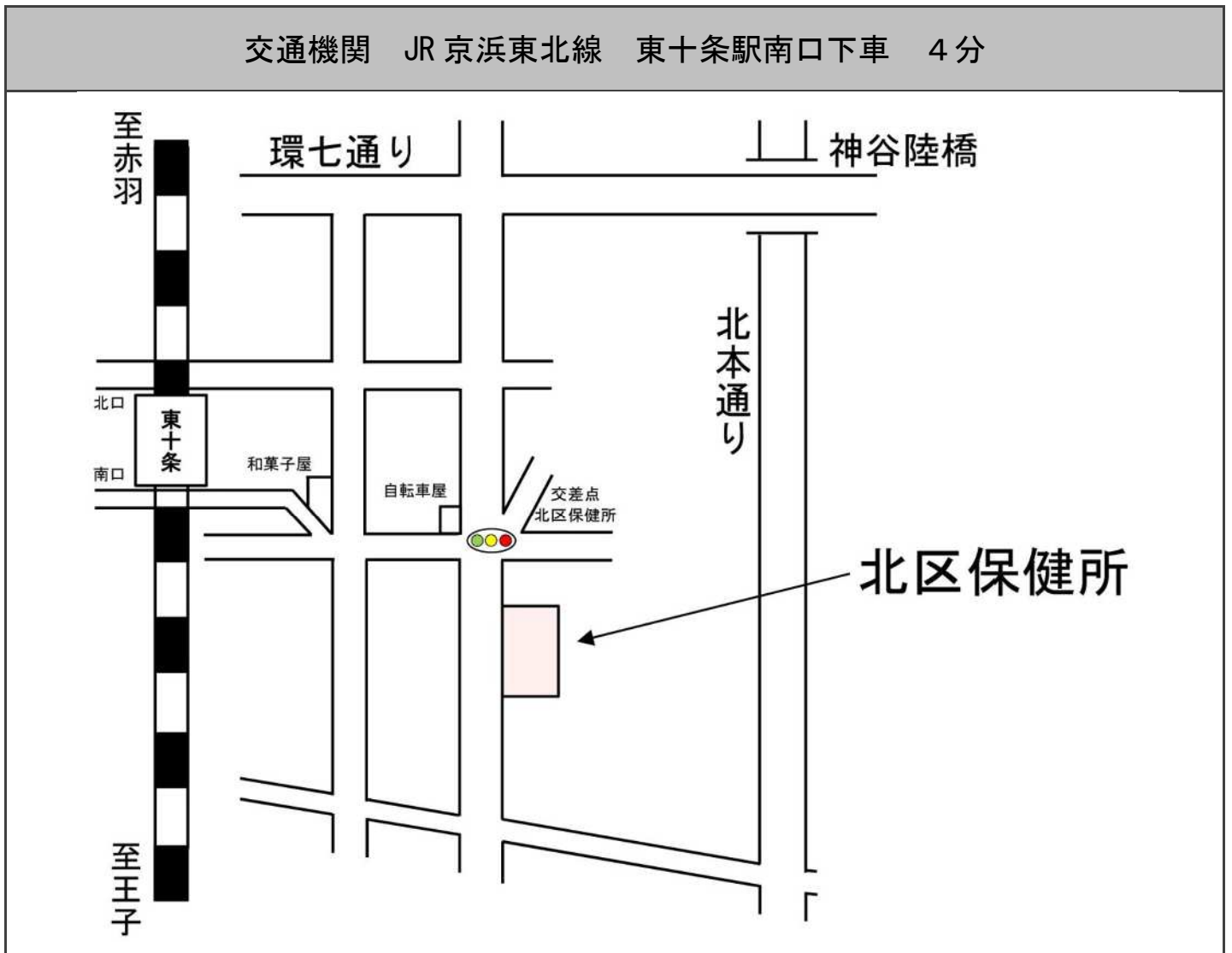
告示：東京都北区告示

要領：東京都北区旅館業法施行条例事務取扱要領



## VII. 保健所案内図

交通機関 JR 京浜東北線 東十条駅南口下車 4分



### 北区保健所

生活衛生課 環境衛生

北区東十条 2-7-3

電話：03-3919-0720

登録番号

30-2-136